

(地 69)

平成 30 年 5 月 29 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

石 川 広 己

医療観察法災害ガイドラインについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室長より各都道府県等の精神保健福祉主管部（局）長および各地方厚生局健康福祉部長に対して標記の通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

本件は、日本医療研究開発機構委託研究障害者対策総合研究開発事業により取りまとめられた「医療観察法災害ガイドライン」の周知等を求めたものであります。

災害時、同ガイドラインは、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療および観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）に規定される指定医療機関において、対象者の安全を確保し、同法のもと適切な医療を実施できるようにすることを目的とするものであります。

また、D P A T 隊の未設置の指定入院医療機関にはその設置について検討を求めています。

つきましては、貴会におかれましてもご了知の上、関係医療機関への周知方とともに、精神保健分野の災害医療対策についてご高配賜りますようお願い申し上げます。